

可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）による取締り

令和7年7月5日（土）から7月11日（金）は、
次の警察署管内で実施します。

日	時間	場所							
5 土	6時～21時	四日市北署	四日市西署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
6 日	6時～21時	四日市北署	四日市西署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
7 月	6時～21時	四日市北署	四日市西署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
8 火	6時～21時	四日市北署	四日市西署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	熊野署
9 水	6時～21時	四日市北署	四日市西署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	尾鷲署
10 木	6時～21時	四日市北署	四日市西署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	尾鷲署
11 金	6時～21時	四日市北署	桑名署	亀山署	津署	名張署	大台署	鳥羽署	尾鷲署



上記以外の時間・場所でも速度違反取締りを実施する場合があります。